

## 函館市公民館の概要

施設名	函館市公民館
担当部局	教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課（電話 0138-21-3444）
所在地	函館市青柳町 1 2 番 1 7 号
目的	社会教育法の規定に基づき、市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。
事業概要	函館市公民館の管理運営に関すること
開館時間等	①開館時間 午前9時～午後9時 ②休館日 月曜日・祝日に関する法律に規定する休日 （祝日が月曜日のときは翌火曜日も休館日） 12月29日～1月3日
施設概要	①開設年月日 昭和22年5月3日 開設 ②構 造 鉄筋コンクリート造・れんが造・木造3階建 ③敷地面積 1,300.84 m <sup>2</sup> ④建物面積 1,177.03 m <sup>2</sup> ⑤主な施設 講堂、集会室、陶芸実習室
指定管理者が行う業務内容	①事業の実施に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期講座、講習会、講演会、レクリエーションその他の集会を主催、奨励すること</li> <li>・高齢者対象大学の実施</li> <li>・生涯学習リーダーバンクの登録および体験講座の実施</li> <li>・グループ活動の育成、振興を図ること</li> <li>・必要な資料および教材等を備え市民の利用に供すること</li> <li>・各種関係機関との情報、刊行物等の交換をすること</li> </ul> ②使用の許可および制限に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可申請の受理および許可等</li> </ul> ③維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、塵芥処理、警備、その他施設の設備の保守点検等</li> </ul> ④公金収納業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の徴収、減免、後納に関する業務、収納状況の報告</li> </ul> ⑤その他教育委員会が定める業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に提出する書類の作成等の庶務経理業務等</li> </ul>
施設管理 運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。
条例	社会教育法 函館市公民館条例
現指定管理者	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団